

地方議会活性化のための IT 化施策の可能性と限界

～ 地方議会 IT 化施策の事業評価より～

早稲田大学大学院政治学研究科

31021039 - 1 吉田 雄人

【論文概要書】

本論文の意義は二つある。一つは、議会の行う施策の成果を評価すること、二つ目は、議会IT化事業の中に、議会を活性化しうる事業があることを実証することである。

明治初期の地方三新法から戦後の地方自治法、そして地方分権一括法と、地方行政・議会に徐々に権限が移るにしたがい、議会の重要性は増すばかりである。

その一方で、地方議会に対する一般の市井での評価はきわめて低い。地方議会関係の研究はたいへん多いが、その研究や施策の効果が問われることはほとんどなかった。その問題を明らかにしないうえに、地方議会に対する厳しい評価は、依然として変わらないのではないかと、そこに一つ目の問題意識がある。

また議会IT化という具体的な施策に焦点を当てるのは、今まで行われてきた議会活性化のための施策には手詰まりの感があるからである。そうした中で、良くも悪くも過渡期にある議会IT化施策は、議会活性化に資する可能性をもっているのではないかと、ここに本論文のもう一つの問題意識がある。

第一章では、地方議会の活性化のあるべき姿を探る。

とくに「活性化」という言葉を使う場合は、何をもって活性化されている状況と呼べるか、という議論をなさなければならない。本論文においては、これを「本来果たすべき役割を、十分にはたせているかどうか」という基準で考えた。

そのためにも、地方議会の役割が歴史的にどのように変遷したのか、そして地方分権一括法施行後の現状認識を明らかにした上で、地方議会活性化のあるべき姿、すなわち地方議会が果たさなければいけない役割を明確化した。また、その役割を定義しながら、IT化施策の現代的な意義を考察した。特にここで強調したのは次の2点である。議会が課せられた役割を果たすためには、議員の質が向上しなければならないということ。そして、いままでの活性化施策のいずれもが議員の意識の変容に結びついてこなかったが、ITにはその可能性があるということである。

第二章では、地方議会のIT化施策を、事例を交えて定義していった。

そもそも地方議会におけるIT化が叫ばれるようになったのはどういった経緯なのかを、政府の動向を踏まえて明らかにした。また、具体的に地方議会のIT化施策にはどのようなものがあるのかを、実際の現状を踏まえて定義し、分類を試みた。

その上で、全国の地方議会におけるIT化施策の実施状況を概観した。また、横須賀市議会の先進事例を使い、IT化施策が導入された経緯や目的、そしてそのメニューを網羅した。

第三章では、実際に、地方議会のIT化施策を評価する。まず、その評価手法について、現在の政策評価・行政評価の現状を簡単に概観し、評価の軸となる評価項目を決定した。その後、調査方法を明らかにし、その結果を分析した。

第四章では、問題提起の答えとして、議会活性化に資する施策がIT化事業の中に存在することを記述し、今後の地方議会におけるIT化事業の実施の是非に、ひとつの指針を示すことが出来たのではないかと。